

## ICT を活用した日本語教育に関する検討の観点の整理 (案)

1. はじめに	．．．． 2
2. 検討の背景	．．．． 3
(1) 検討の背景	
(2) ICT を活用した日本語教育の現状	
(3) ICT を活用した日本語教育の課題	
3. ICT を活用した日本語教育についての検討の観点	．．．． 8
4. おわりに	．．．． 12
(1) 今後検討を進めるにあたっての留意点	
(2) 今後の対応等	

<参考資料>

## 1. はじめに

国内外の日本語教育の推進のため、ICT を活用した日本語教育の取組が様々な機関・団体により実施されている。オンラインやオンデマンド等の遠隔教育や、教室内でのタブレット使用等 ICT を活用した教育活動も多様化し、日本語の学習機会や学習方法も拡大してきている。地域による差はあるが、日本語教育にアクセスできる環境が整えられつつある一方で、ICT を活用した教育実践においては課題も指摘されている。

日本語教育を希望する学習者が効率的かつ効果的な学習方法を選択できるようにするなど、ICT を活用した教育機会を得られるよう環境整備をしていく上で、地方公共団体及び教育機関が備えておくべき条件や、日本語教師が習得すべき知識・技能、学習者側においても必要となる IT スキルや事前研修の内容などについて検討し示す必要がある。

本報告は、日本語教師養成・研修における遠隔教育も含めて、日本語教育において ICT 教育の活用を一層推進するために必要となる検証・改善点等について検討を行うとともに、ICT を活用した日本語教育の現状と課題、そして更なる推進のための検討の観点を示すことを目的とする。

### <日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）>

第3条 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない。

### <日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）より一部抜粋>

「ICT を活用した遠隔教育等の先進的取組を支援」「日本語教室空白地域等に在住し、日本語教室に定期的に通うことが困難な外国人等のために、生活場面に応じて日本語を自習できる日本語学習教材（ICT 教材）の開発を進め、提供を行う」「ICT を活用した遠隔教育等の効果的な教育方法等の日本語教育推進の課題に対応した調査研究を実施」

### <共生社会の在り方及び中長期的な課題について

#### （外国人との共生社会実現のための有識者会議意見書 令和3年11月より一部抜粋）>

ア 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

#### （ウ）オンライン講座等の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、各地の日本語教育機関においてオンライン授業が広まり、遠隔地や海外からの学習者の参加がみられるなどの効果があった。また、場所を選ばず、時間や費用面での負担も比較的少ない等のオンラインの特性をいかし、対面講座とオンライン講座を組み合わせることにより、学習効果を更に高めることも可能である。これらを踏まえ、国等においては、既存の ICT 教材開発の知見もいかしながら、最大限の効果を上げることができるようオンライン講座等の実施を検討する。

## 2. 検討の背景

### (1) 検討の背景

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、国内の法務省告示日本語教育機関<sup>1</sup>は従来対面による教育のみ認められる外国人留学生に対する日本語教育のコースを対面実施できなくなった。更に、令和2年度に実施された政府の入国制限等の影響により、入国できない外国人留学生が増加の一途をたどり、待機期間が長期化した。令和3年11月からの水際対策に係る新たな措置により段階的に外国人留学生の受入れが開始されたものの、オミクロン株の影響もあり、外国人の入国停止措置が継続されている状況にあり、外国人留学生を受け入れる日本語教育機関も2年以上にわたって留学生の受け入れが実質的に停止するという大変厳しい状況にあった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を受け、一部の日本語教育機関では例外的にオンライン教育の取組が始まりつつあったものの、これまで日本語教育機関は留学生等に対し、原則対面による教育を提供してきたため、その実践は限定的であった。一方、入国を待つ海外の外国人留学生に対するオンラインによる日本語教育の提供にあたっては、対面同様の質の高い日本語教育をオンライン環境において実現することが求められた。
- 文化庁は、令和3年度補正予算事業として、法務省告示日本語教育機関の協力を得て入国が困難な外国人留学生等への日本語教育環境を構築するため、日本語教育機関によるオンラインを活用した日本語教育プログラムを実践・実証事業を41億円規模で実施した。この事業を活用し日本語教育機関は多様なオンライン日本語教育を展開し、日本語教師に対してオンライン実践研修等が実施された。本事業により、これまで対面による教育を中心に行っていた日本語教育機関がICTを活用した日本語教育に取り組む契機となったと言える。
- 地域日本語教育においても、コロナ禍でボランティアによる日本語教室の多くが活動停止を余儀なくされる中、文化庁の地域日本語教育における総合的な体制整備推進事業を活用し、都道府県・政令指定都市を中心にオンライン日本語教育の環境整備に向けた取組が行なわれた。多くの自治体がコロナ対応に追われる中、外国人に対する日本語教育の取組は一部自治体による限定的な実施に留まったが、このとき散在地域の外国人住民がオンラインで日本語教室に参加する実践が始まったことで、その後、都道府県・政令指定都市によるオンライン日本語教室の開催が全国に広がりを見せている。

<sup>1</sup> 法務省が告示をもって定める日本語教育機関とは、外国人留学生を対象に専ら日本語教育を行うことを目的とした機関。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急的な措置として、オンラインによる授業の実施について、教育課程の一部とみなすことを認めた。令和5年5月8日以降、5類感染症となったことを踏まえ、令和5年6月9日で措置を終了している。

## 資料 3

- ウクライナ避難民受入れ支援においても、日本語教室がない地域に居住した日本語学習を希望する避難民に対して、オンラインによる初期日本語教育プログラムが提供された。また、条約難民に対する日本語教育についても、従来は首都圏に転居して対面による研修を受けていたものが、オンラインによる授業を選ぶことができるようになり、全国どこからでも日本語教育を受けることが可能となっている。
  
- このように新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化が日本語教育における ICT の活用の推進のきっかけとなった。コロナ禍を経て、同時双方向型の日本語教育の実施は、もはや一般化し、対面かオンラインか e ラーニングか学習方法を選択できる機会が増えている。大学や留学生を対象とする日本語教育機関は、対面を原則とする平時の状況に戻りつつあるものの、課題の提出や学習管理における LMS の活用、学習者への連絡・周知における SNS の活用、個人カウンセリングや教師間の連絡会議等へのオンラインを活用など、目的に応じて多様なツールを活用するようになっている。
  
- 日本語教師養成・研修においても、ICT を活用した日本語教育や著作権等、養成段階の日本語教師に求められる必須の教育内容に盛り込まれ、日本語教師の専門性の一つとして ICT を活用した教育実践に必要な知識を身に着けることとなっている。現職日本語教師に対する初任・中堅・主任教員研修等においても、ICT の活用により研修受講機会は拡大している。
  
- また、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が令和5年に成立し、令和6年4月に施行されることとなり、日本語教育機関の認定制度と認定日本語教育機関で働く日本語教員の資格が新たに創設されることとなった。この制度で認定される日本語教育機関のうち、生活・就労分野の日本語教育機関においては、教育課程の一部は多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で授業を行うことが認められている。このほか、登録日本語教員養成機関及び登録実践研修機関においても、オンライン授業やオンデマンドなど ICT を活用した教育が認められることとなった。
  
- このような社会的な日本語教育方法の転換期を経て、多様な教育方法を選択できる状況が一般的になる中で、ICT を活用した日本語教育の在り方について、日本語教育の現状と課題、そして更なる推進のための検討の観点を示すこととする。

## (2) ICT を活用した日本語教育の現状

- ICT を活用した日本語教育の取組の拡大により、国内・海外あるいは行政区内・区外といった場所の垣根を超え、日本語学習を希望する者が日本語教育にアクセスしやすくなり、対面による学習以外にも日本語学習方法は多様化しており、ICT を活用した学習方法の選択肢は広がりを見せている。
- ICT を活用した日本語教育は、オンライン（同時双方向）型から始まり、その後、反転授業など非同期のオンデマンド型や、対面による指導とオンライン（同時双方向）型を組み合わせたハイブリッド型や、学びの選択肢を広げたハイフレックス型、AI を活用した教育へと多様化が進んでいる。
- 学習アプリやデジタル教材のほか、LMS や e ラーニングツールなどの開発に取り組む教育機関も出てきた。オンデマンド教材の充実や LMS (learning management system : 学習の進捗管理等を行ってくれるソフトウェア) の活用により、学習者の自律学習が促進される。オンライン環境整備により教室内に限らず授業が可能になり、課題提出・添削返却や授業報告もオンラインになるため、移動時間や資料印刷等の授業準備及び授業報告等の負担の軽減につながると期待されている。
- 地域における日本語教育では、新型コロナウイルス感染症が収束し、対面による日本語教室が再開されているものの、日本語教室がない空白地域に居住する外国人住民に対して、自治体がオンラインによる日本語教育を提供するサービスを開始したり、e ラーニングを活用した日本語学習ツールの開発・利用も進んでいる。
- 地域における日本語教育では、日本語教室の開催場所の確保が課題になることが多いが、オンラインを活用することで、場所を選ばず、時間や費用面での負担も軽減される。また、在住地域に制限されることなく、教育を受けられ、環境整備・学習機会の確保に資するものである。支援者についても、オンラインを活用すれば行政区域を越えて日本語学習を希望する外国人とマッチングが可能となり、支援者の掘り起こしの面でも有効であると考えられる。
- 日本語教師養成・研修においても、ICT を活用した日本語教育や著作権等、養成段階の日本語教師に求められる必須の教育内容に盛り込まれ、日本語教師の専門性の一つとして必要な知識を身に着けることとなっている。また、現職者に関しても初任・中堅・主任研修において ICT の活用について学ぶことができるようになっている。
- 大学等の高等教育機関においては、海外の教育機関と連携しオンラインを活用した国際協働学習 COIL (Collaborative Online International Learning) がコロナ禍により改めて注目され、日本語教育や日本語教師養成課程においても、オンライン環境を生かした学習デザインが行われている。

- 留学生に対する日本語教育を行う機関の場合には、オンラインの活用により来日前日本語教育プログラムを実施することにより、入国後の教育と継続性のある、一定の質の教育機会が海外の学習者にも広く提供でき、留学生の動機づけに効果が見られた。日本語学校等がない国・地域の日本語学習者に対しても教育機会を提供することができる。
- 学習効果の面からは、反転授業（予習・復習でのオンライン教育の活用による、予習・復習を前提にした授業）の実施により、授業設計を新たに（例：コミュニケーション能力を高めるための時間数の拡大等）、学習効果が高まり、学習者間の日本語能力差の解消にも効果が見られた。また、同時双方向性のあるオンライン環境を整えることによって、遠隔地においても対面授業と近い教育効果の授業を実施することができる。多様な ICT 教育素材とオンライン教育手法を組み合わせることで学習者の興味関心を高めるとともに教育効果を上げることができる。
- オンライン型の活用により日本語教育活動に、地域の日本人住民や企業・事業者の職員、大学生や高校生等といった様々な人の参加機会が増え、学習者が教育活動を通して日本社会との接点を持ち、社会参加につながる機会が増えている。
- 国際交流基金の海外日本語教育機関調査によると、海外の日本語教育機関のうち 63.1%がオンラインでのコースを提供しており、特に高等教育機関あるいは一般成人対象の日本語教育機関で積極的に導入されている。特に中東・中米のオンラインの実施率は 9 割を超えている。

## (3) ICT を活用した日本語教育の課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、急激に需要が高まった ICT 教育だったが、日本語教師・日本語教育機関・学習者にデジタルデバイドの問題が発生した。  
※デジタルデバイド：コンピュータやインターネットなどの情報技術（IT：Information Technology）を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差がある。
- 教師・学習者だけでなく日本語教育機関側にも、機材や WiFi 環境の整備などのコストが生じ、そのことが教育機会の格差につながった。スマートフォンでオンライン・オンデマンド等の授業を受ける者が多く、学習効果に影響を及ぼした。また、デジタルネイティブであっても、ICT を活用した学習には不慣れな側面もあり、教師・学習者双方に ICT 活用の環境及びスキルの面で困難があり、負担となった。
- 教育内容の面でも、対面を想定した日本語教育のコースカリキュラムをそのままオンライン等で実施することで、教育方法や効果に影響が生じた。例えば、クラス人数や発音・文字指導、一人当たりの発話量や個別の学習状況の把握、評価などにおいて様々な課題が生じることとなった。
- オンライン教育に対応できる日本語学習教材の開発・普及が十分ではなく、日本語教育機関や日本語教師が活用できる教材・教具が不足していた。オンデマンド教材や文字学習アプリ、LMS などの開発に時間的・金銭的コストが生じた。また、開発された教材を広く活用できるような仕組みづくりも十分とは言えない。
- 日本語教育機関や日本語教師養成機関が ICT を活用した教育を行う際の基準やルールが定められていない。そのため、機材やネット環境、システムの不具合等による中断など、度々受講環境が損なわれるなど、トラブルが生じているとの報告があった。
- 指導上の課題として、オンラインでは、「大人数での授業の場合、一方的な説明となりやすく学習支援が難しい」、「手元が見えないため、読み書きの授業の場合、何に困っているか分からない」など受講者とのコミュニケーションが困難な面があるほか、クラス定員についても、対面に比べて少人数での対応が必要になるといったクラス運営で特段の配慮を要することがある。
- 地域における日本語教育で、住民の居場所づくりとしての機能を重視している日本語教室の場合、オンラインによる日本語講座はなじまないことがある。オンラインからオフラインへの移行や組合せなど学習環境の設計が必要不可欠となるが、このような教育モデルの開発・普及が十分ではない。

## 資料 3

- 日本語教師について、従来、ICT を活用した教育に関する研修を受けておらず、ICT を活用した教授スキルを身に付けていない教師が多い現状がある。日本語教師にはオンラインの活用のための知識・技能の獲得が必要であるが、ICT スキル研修の受講機会が十分に確保されているとは言えない。
- 日本語教師養成において、実際に外国人に対して日本語指導を行う実践研修（教育実習）の模擬授業や教壇実習の際に、対面による指導は必須とされているが、対面指導に加えてオンラインによる指導を経験することが望ましい。しかし、現在 ICT を活用した実践研修のノウハウは十分に蓄積されておらず、指導方法を含む実践研修担当講師の育成研修はあまり行われていない状況にある。
- ICT を活用して学習者の学習データを蓄積し、学習者のつまずきの要因分析や、つまずきの予測などに活用するなど、指導内容の改善に資する活用方法を検討する視点も必要ではないか。
- 教室内の活動の中で、学習者も ICT を活用した学びに取り組めるよう、教育環境の整備を行うとともに、教師も学習者が学習リソースとして授業内で ICT を活用した学習デザインが行えるよう研修を行い、指導力を一層向上させる必要がある。

### 3. ICT を活用した日本語教育についての検討の観点

(1) ICT の活用は、日本語教育の普及及び環境整備の観点から有効であり、今後も一層推進すべきではないか

- オンラインを中心とした ICT を活用した日本語教育は、遠隔地域の学習者をつなぎ、日本語を学びながら外国人住民間のネットワークや情報交換の場としても有効に機能することから、オンラインの活用等も含めた環境整備を進めることが望ましい。教室に通うことができない学習者に対しては、ICT を活用してオンライン等による日本語教育機会が提供できるよう検討することが必要である。その際、学習者にオンライン教育に対応した学習環境があるとは限らないため、学習環境への配慮が必要となる。
- 一方で、日本語教室は、日本語に通じない外国人にとって日本語の勉強だけでなく、日本社会へつながる居場所としての役割も持っている。生活上の心配事の相談や地域住民との日本語を介した触れ合いを通じて、少しずつ地域社会に馴染み、社会参加に向かえるよう、日本社会側との調整を行う場でもある。オンラインによる日本語教育プログラムにおいても、その意義が失われることがないように、運営に配慮が必要である。
- 対面による学習に比べて教材や教具に工夫が必要となり、またクラスの規模についても一定の配慮が求められるが、中山間地域や寒冷積雪地における継続的な学習機会の確保にはオンラインによる教育は有効である。
- 教育内容及び教育方法、学習時間については、多様な選択肢があり、必ずしもその全てを対面授業による学習として想定しなくてもよい。働きながら日本語を学ぶ場合には、授業による学習と並行して、インターネット上の学習コンテンツなどオンデマンドを活用した自学自習を組み合わせた柔軟な学習を想定することもできる。
- 就労・生活分野の日本語教育機関の認定基準では、対面に相当する効果がある同時双方向の遠隔授業では、総時間数の4分の3まで実施可となった。ある程度、同時双方向の遠隔授業を盛り込む授業設計ができるようにしておいてもよいのではないかと。また、日本語のニーズや、量、質に添えていくため将来的に、フルオンラインによる教育プログラムについても検討が必要ではないかと。一方で、オンデマンド教材をただ見せるというものは認定日本語教育の授業として適切ではないことから、具体的な教育モデルの開発も今後検討すべきではないかと。
- 海外からオンラインで日本の日本語学校の授業を受けられるようになれば、海外と国内の日本語教育が密接不可分な関係にあり、教育の接続という点が今後益々重要になる。
- 地方自治体が ICT を活用した日本語教育を推進するため、国はノウハウの普及や指導者の育成支援など積極的に普及・啓発に努めるべき。

## 資料 3

- 学習者が課題提出や教室活動において、ICT を活用した学びが行えるよう、これまでの指導方法にとられることなく、新たな指導・方法論を確立していく必要がある。
- 日本語教育機関には、日本語教師及び学習者が日々の教育活動の中で、効果的に ICTを活用した学習が行えるよう、教育環境を充実させていくことが求められる。

(2) オンラインを活用した日本語教育の効果を対面と比較し具体的に明らかにする必要があるのではないかと

- ICT を活用した日本語教育プログラムの実施上の課題や、学校や企業などとの連携体制の在り方、日本語教育人材の配置、日本語教育の予算やオンラインを含む学習方法の効果などの課題について、具体的な事例やデータが少ないことから、今後更なる検討を行っていくことが必要である。
- 対面で授業をしている場合と比べて、日本語能力が言語活動別にどのように向上し効果・成果が具体的にどの程度あったのかの調査・検証が必要である。こういった点においてオンライン学習がより優れているのか、対面と同程度なのか検証をすべき。
- 日本語レベルや言語活動・教育活動内容によっては、ICT の活用より対面による教育効果が高い場合もあるのではないかと。また、ICT を活用した教育手法による違いなど分析の観点は多岐にわたることから、詳細な調査・分析が必要。
- ICT を活用した場合、対面と比べて学習者の脱落等がどれくらいあったのかを含めて継続率等に関する分析が必要。

(3) ICT を活用した日本語教育の実施に際しては、日本語教育機関が一定の基準・規定を設けた上で、教育効果が十分見込まれるように実施すべきではないかと

- ICT を活用した日本語教育の手法は多様化しており、同期型・非同期型あるいはハイブリッド型やハイフレックス型など、日々進化している。一定の質の日本語教育を提供する立場にある機関においては、一定の基準や受講の要件を明確に設定した上で、実施するよう指導が必要ではないかと。
- 放送による通信授業や e ラーニング等は、対面授業における話し合い等の時間が含まれないが、学習者間のコミュニケーションや教師への質問などが十分にできるよう基準を定める必要がある。

- ICT を活用した日本語教育における評価の方法についても、公平性・公正性が保たれるよう留意して実施できることを確認する必要がある。
- 学習者や受講者の ICT スキルや、ネット環境、PC スペック等への配慮が必要になる。

(4) ICT を活用した教育実践を行うことができる日本語教師の養成・研修が急務であり、特に実践研修担当教員の育成プログラムが必要ではないか

- オンデマンドで日本語を学ぶ場合、日本語教師による定期的な学習状況の確認を行うことにより自学自習の効果を高めることができる。日本語教師は単に教室で対面の指導を行うだけでなく、学習を側面から効果的に支える役割を果たすことも求められる。
- オンラインで日本語を指導することも想定し、教壇実習においても対面授業とオンライン授業の両方ができることも重要であり、今後オンラインでの実習について、その具体的な在り方も含め検討することが必要。

(5) ICT を活用した教育を一層普及するためには、活用できるデジタル教材やアプリなど、学習支援ツールや LMS の開発・普及が必要ではないか

- オンライン授業では、教材やイラストをどのように利用するか等、著作権への配慮が特に必要。著作権に関する基礎的な研修は行われているが、日本語教師の研修・講習会の充実が必要。
- オンライン授業の課題として、動画をいかに効率的に作っていくかがある。オンラインのメリットを生かすには、学習者が自分で勉強するための動画をカリキュラムに沿って作り提供する必要がある。動画コンテンツがどの程度共有されていくのか、権利上の課題も含め、今後検討が必要。
- LMS、ラーニングシステムの多言語化がどれくらいできるか。初学者に対する初期指導、システム説明のため媒介語が有効だが、良いラーニングシステムを使えば、そこで多言語化でき、対面よりも有利である。ラーニングシステムの開発・普及の促進が必要ではないか。
- 日本文化や日本語に興味関心を持つ学習者を増やすための魅力的な学習コンテンツの開発が望まれる。

## 4. おわりに

(1) 今後、検討を進めるにあたっての留意点

(2) 今後の対応等

- ・ ICT を活用した日本語教育の教育効果の検証
- ・ 教育機関における ICT 教育環境の整備
- ・ ICT を活用した生活・留学・就労等の各分野における日本語教育プログラムの開発
- ・ 日本語教育に活用できる ICT ツールやリソースの開発・普及
- ・ ICT を活用した教育を実践するにあたっての条件や規定の整備
- ・ ICT を活用した教育を実践する日本語教師の養成及び現職者研修の開発・実施

**<参考資料>**

ICT を活用した日本語教育について、検討に資するため、好事例とその要因として考えられる観点を示す。

**(1) 留学生を中心とした日本語教育機関のグッドプラクティスとその要因**

- ① 来日前日本語教育プログラム (150 時間)
- ② オンデマンド教材を活用した反転授業

**(2) 地域における日本語教育のグッドプラクティスとその要因**

- ① 自治体間の連携協定によるオンライン日本語教室 (長野市)
- ② 島しょ部におけるオンラインによる日本語教室 (愛媛県)

**(3) 難民・避難民の日本語教育のグッドプラクティスとその要因**

- ① ウクライナ避難民に対するオンライン日本語教育
- ② 定住後の第三国定住難民に対するオンライン日本語教育

**(4) 就労日本語教育のグッドプラクティスとその要因**

- ① 定住外国人に対する就労日本語教育研修におけるオンライン日本語教育
- ② eラーニングシステムと対面授業を組み合わせた就労日本語研修

<コラム>：日本語学習支援ツールの紹介

- ① つながるひろがるにほんごでのくらし
- ② JF にほんご eラーニングみなど

資料 3

<参考資料 (1) 都道府県・政令指定都市におけるオンライン日本語教育実践事例  
(令和4年度文化庁調べ) >

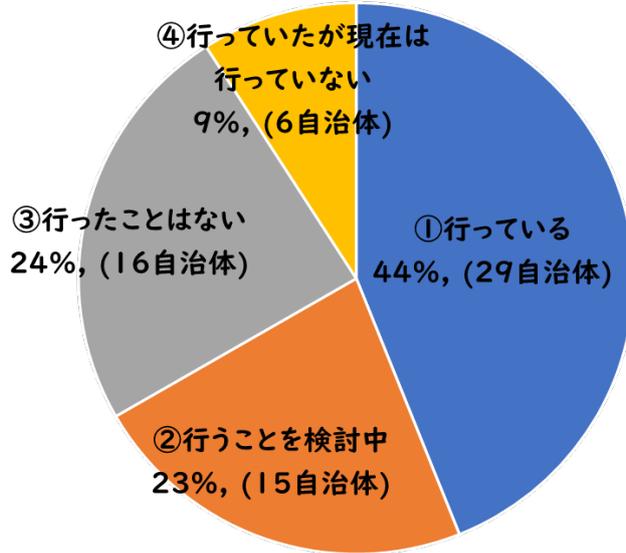
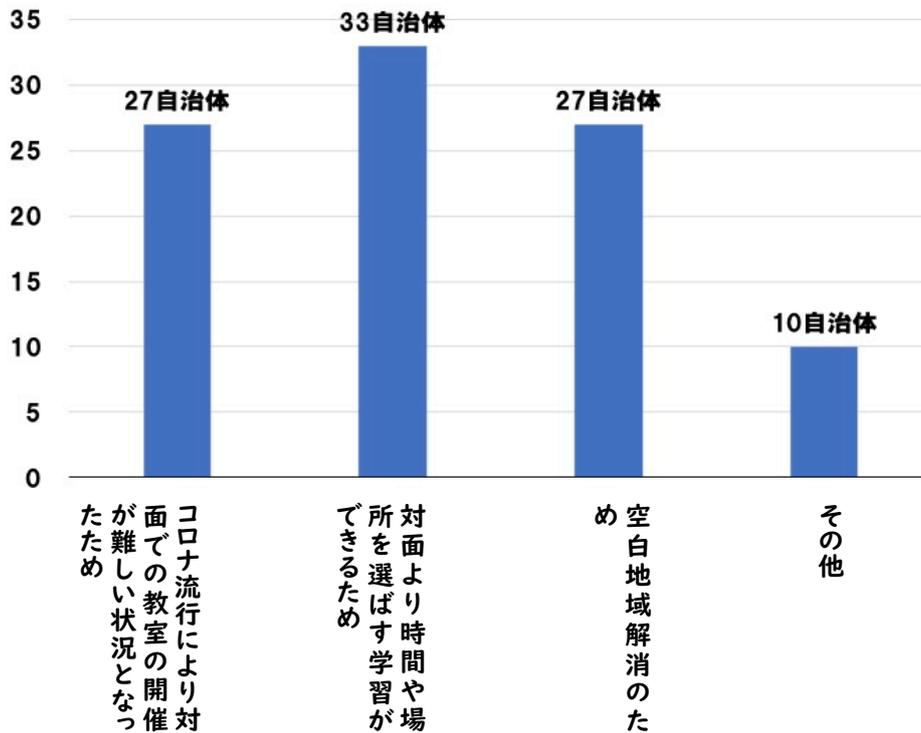


図1: 都道府県・政令指定都市におけるオンラインによる日本語教育の実施状況 (回答 66 自治体)



- もっと勉強したいという学習者のニーズに応えるため (青森県)
- 市町村等がオンライン形式の日本語教室を開催する場合のモデルとして示すため (千葉県)
- 日本語教室がある市街地から離れた地域に住む外国人も多く、居住地から教室へのアクセスが難しいケースがあるため (愛媛県)
- 本県においては、地理的な特性により、交通の事情で講座に通えない在留外国人もいるため (鹿児島県)
- 距離や諸事情により対面式の教室に参加できない日本語学習希望者へ学習機会を提供する為 (熊本市)

表1: オンラインによる日本語教育を行う(検討中)に至った理由や目的 (複数回答可)

資料 3

<参考資料(2) 外国人の日本語教育に関する実態調査-地域における日本語教育を中心として- (総務省) より抜粋>

## 「外国人の日本語教育に関する実態調査 - 地域における日本語教育を中心として-」の結果に基づく通知(概要)



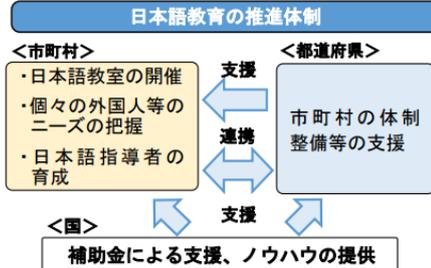
総務省  
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

通知日：令和5年1月20日 通知先：文部科学省（文化庁）

### 調査の背景

- ◇ 我が国の在留外国人は増加が見込まれる。  
(令和4年6月には約296万人と過去最多)
- ◇ 外国人等に対する日本語教育に関する施策の実施は国や地方公共団体の責務（日本語教育推進法（令和元年施行））
- ◇ 日本語教室の開催の参考となる取組や、求められる国の支援内容などを把握するため、地方公共団体の実情・意見要望などを調査

### 日本語教育の推進体制



＜市町村＞  
・日本語教室の開催  
・個々の外国人等のニーズの把握  
・日本語指導者の育成

＜都道府県＞  
市町村の体制整備等の支援

＜国＞  
補助金による支援、ノウハウの提供

### 調査結果のポイント

- 市町村から、「外国人のニーズをどう拾い上げればよいか分からない」、「最低限把握すべきニーズの内容が分からない」との意見あり
- 市町村や日本語教室から、オンライン講座の実施について、「受講者とのコミュニケーションが難しい」、「国や都道府県で実施してほしい」との意見あり
- ノウハウ不足のため、市町村への十分な支援を実施できていない都道府県あり
- 文化庁が実施する日本語教育実態調査は、一般統計調査に該当すると考えられる。

### 今後望まれる取組

- 地方公共団体が求めるノウハウ等について情報提供
- 都道府県に対して情報提供をはじめ、必要な支援を実施
- 日本語教育実態調査について、統計法に基づく所要の手続を実施

## 地方公共団体における日本語教育施策の取組状況（ニーズの把握、オンライン講座）

### 日本語教室の設置状況(令和3年11月時点)

- ◇ 地域における日本語教育実施機関・施設<sup>(※)</sup>数は1,349であり、過去10年間で約1.4倍  
(※) 大学やいわゆる日本語学校を除く。
- ◇ 市町村内に日本語教室が開催されていない「空白地域」となっていたのは877市町村(外国人比率が全国平均(2.28%)以上の空白地域は79市町村)

「日本語教育実態調査」(文化庁)による。

### 主な調査結果

調査を実施した20市町村における取組状況は以下のとおり。

#### 個々の外国人等のニーズの把握状況 結果報告書 P21～25

- ・ 個々の外国人等のニーズを把握しているのは4/20市町村
- ・ 個々の外国人等のニーズを踏まえて、日本語教室を開催している例あり
  - ▶ 外国人等が希望する開催曜日や授業内容を反映したカリキュラムを作成した例
  - ▶ 「日本人と交流しながら日本語に興味を持ってもらう体験型の授業」の希望を踏まえ、日本の文化(七夕や折り紙など)等を通じて、日常会話を学習するカリキュラムを実施している例
- ・ 一方で、個々の外国人等のニーズの把握に苦慮している市町村あり
  - ▶ 調査で最低限把握すべき事項が分からない。
  - ▶ 日本語教育が本当に必要な人から情報が得られているか心配 等

#### オンライン講座の活用状況 結果報告書 P27～30

- ・ オンライン講座を実施しているのは7/20市町村

【オンライン講座を実施している市町村等の意見】

- ▶ オンライン講座は居住地域に制限されずに参加できるため有効
- ▶ 読み書きの授業では手元が見えず、受講者の理解度が分からない。
- ▶ 一方的な説明となる傾向があり、補助者による受講者への支援が難しく、ノウハウが必要

【オンライン講座を実施していない市町村の意見】

- ▶ 人員やノウハウがなく、国や都道府県による市町村単位に限らない運用を求める。



### 今後望まれる取組

- ・ 市町村が個々の外国人等のニーズの把握で具体的に把握すべき事項やノウハウ等について情報を提供
- ・ オンライン講座の活用に向け、地方公共団体における取組の実態や課題を把握し、支援方を地方公共団体に提示

資料 3

<参考資料(3)令和4年度在留外国人に対する基礎調査(出入国在留管理庁)>

「日本語学習の困りごと」について「オンラインで学ぶことができない」が3%、日本語学習をしていない理由として「オンラインで学ぶことができないから」が3.1%含まれている。

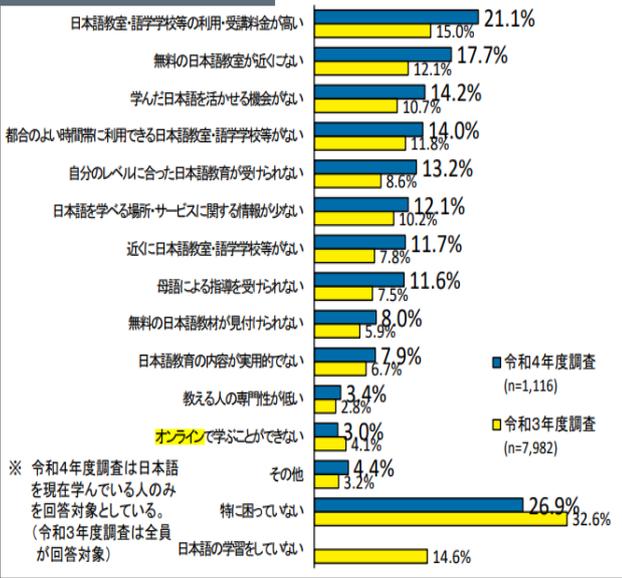
また、「都合の良い時間帯に利用できる日本語教室・語学学校がないから」も11%ある。

## 令和4年度 在留外国人に対する基礎調査-主な結果③(日本語学習)-

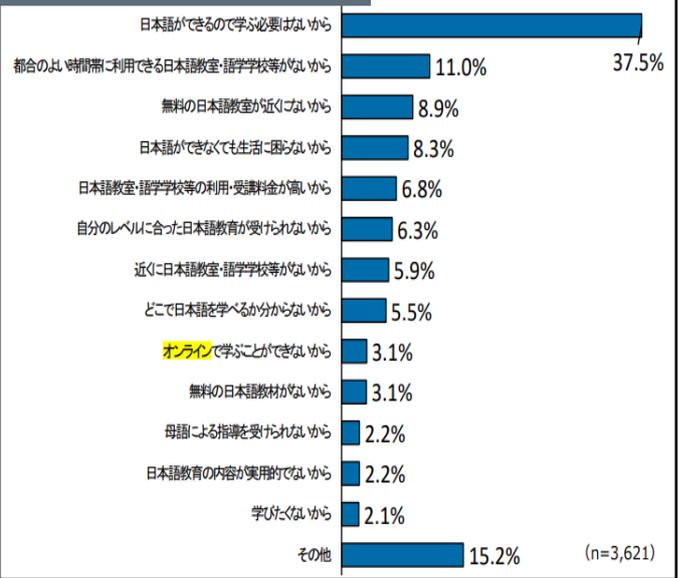


- 日本語学習に関する困りごとは、令和3年度に引き続き「日本語教室・語学学校等の利用・受講料が高い」(21.1%)が最多。
- 日本語学習をしていない理由は「日本語ができるので学ぶ必要はないから」が最多(37.5%)、続いて「都合の良い時間帯に利用できる日本語教室・語学学校がないから」(11.0%)が多い。
- 日本語学習をしていない理由を年代別に見ると、年代が下がるにつれて「日本語ができるので学ぶ必要はないから」が多くなる。また、30代、40代は他の年代と比べて「都合の良い時間帯に利用できる日本語教室・語学学校がないから」と回答した人の割合が高い。
- 土日祝や夜間など、仕事や学校がない時間帯の日本語学習を希望する人の割合が高い。

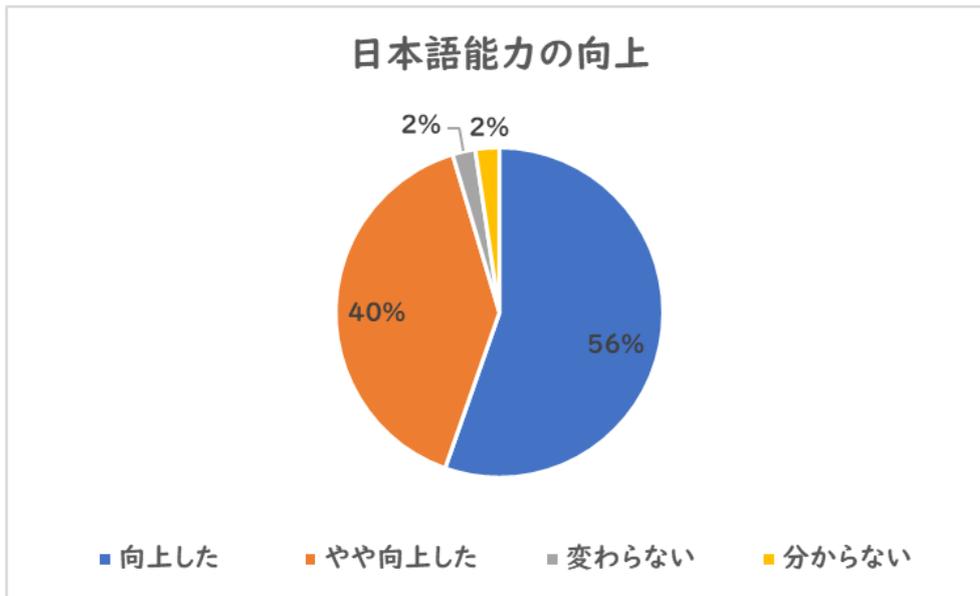
### 日本語学習の困りごと



### 日本語学習をしていない理由

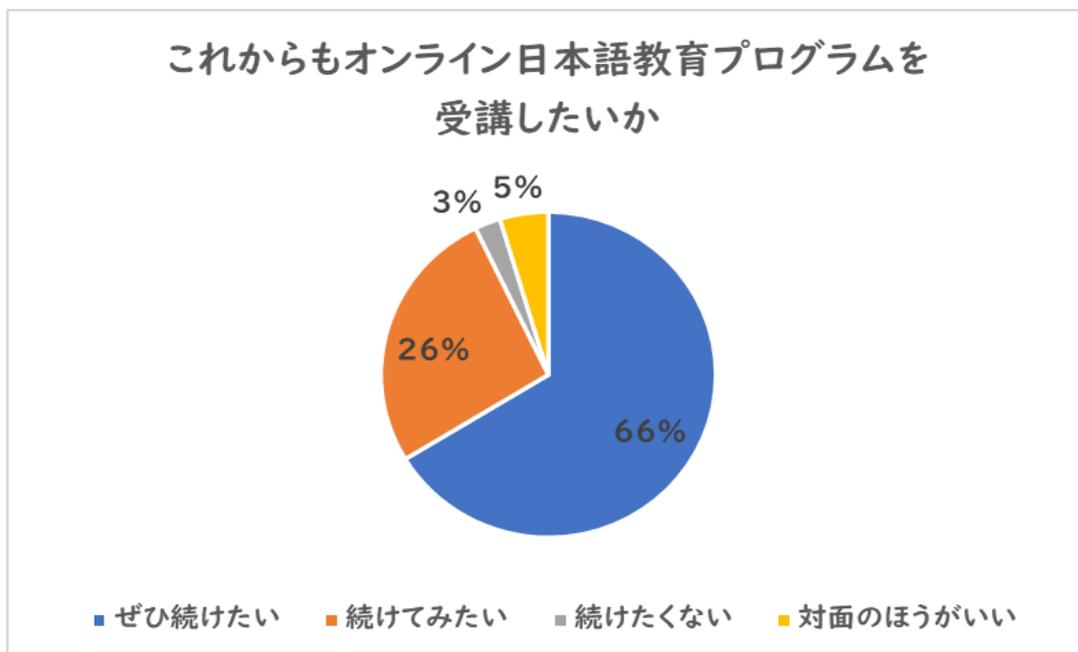


<参考資料(4) ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業 報告より>



オンライン日本語教育受講後の日本語の能力について、「向上した」割合（「向上した」「やや向上した」の合計）は96%となっており、学習者のほとんどがオンライン日本語教育プログラムの受講により日本語能力が向上したと感じている。

図2：オンライン日本語教育プログラムを受けて日本語能力が向上したか。(学習者 4,291 人)



オンラインによる日本語教育プログラムの継続について、「続けたい」割合（「ぜひ続けたい」「続けてみたい」の合計）は92%となっており、受講者の多くが今後もオンラインによる日本語教育を継続したいとの意思を示した。

図3：これからもオンライン日本語教育プログラムを受講したいか (学習者 4,291 人)

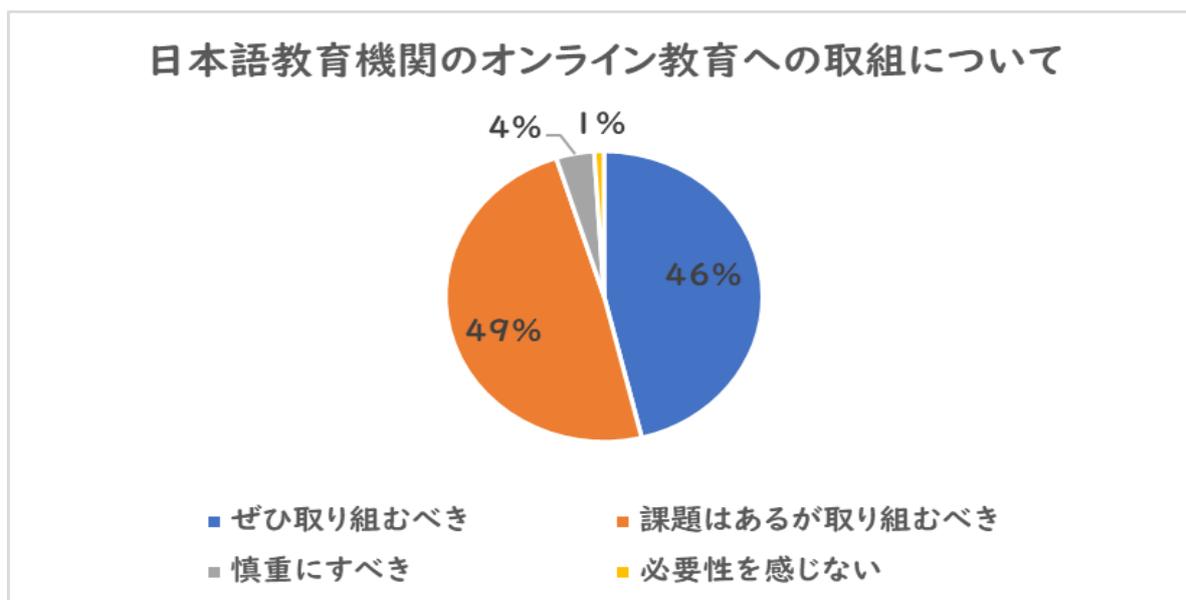


図4：日本語教育機関がオンラインによる日本語学習機会の提供を今後積極的に取り組むべきと思うか（日本語教師 973 人）

### 【教育手法別の成果等】

#### ① オンライン（同時双方向）型

- ・ブレイクアウトルーム機能を活用し、対面授業と同様の対話環境が一部可能
- ・zoom の投票機能等を活用した相互評価や動画を用いたフィードバック等インタラクティブ性や動画撮影のしやすさといった利点
- ・動画撮影機能を活用した動画比較指導や複数教師による評価が可能
- ・zoom のホワイトボード機能や Google PPT を利用し学習者の発話をリアルタイムで文字化し、学習者自身による修正や自習も可能
- ・外部のゲストスピーカーを招くことが容易となり外部との接触機会が増加

#### ② オンデマンド（非同期）型

- ・反転授業により、授業では学習者間の相互コミュニケーションを促進する活動を積極的に行うことで効果的な学習が実現
- ・学習進度に合わせて字幕有無を選択できる予習・復習用の動画教材を活用した事前学習により「聞く」の能力の向上が見られた
- ・個々人のペースでの文字学習が可能となるアプリ等の作成・活用による苦手意識克服

#### ③ ハイブリッド型

- ・教室学習者とオンライン学習者が協働する教室活動等の工夫や、海外から参加する学習者へのきめ細やかなフォロー体制を作ることにより、より効果的な学習となる

#### ④ ハイフレックス型

- ・実証事業におけるハイフレックスは、対面とオンラインを合わせたハイブリッドとオンデマンドを合わせたもの。学習者側からは、学びの選択肢が多いハイフレックス型の授業に対する評価・要望が最も多かった。高度なスキルが求められる

## オンライン教育の主な成果・効果

### ●日本語学習機会の拡大につながる

- ・来日前に入国後の教育と継続性のある、一定の質の教育機会が提供できる。
- ・特に日本人との接触に限られる海外の学習者がオンラインで日本からの日本語教育を受けることは日本語学習や日本留学の動機づけに大きな効果がある。
- ・学習者層を拡大し、地理的、時間的事情等によりこれまで日本語教育を受けることができなかった者にも日本語教育の機会を提供できる。

### ●教育効果が向上する

- ・同時双方向性のあるオンライン環境を整えることによって、遠隔地においても対面授業と近い教育効果の授業を実施することができる。
- ・反転授業（予習・復習でのオンライン教育の活用による、予習・復習を前提にした授業）が実施できることで、授業設計を変化（例：コミュニケーション能力を高めるための時間数の拡大等）、学習効果が向上する。
- ・多様な ICT 教育素材とオンライン教育手法を組み合わせることで学習者の興味関心を高めるとともに教育効果を挙げることができる。例えば、文字指導に時間を要する非漢字圏の学習者に対しては ICT 教材を活用した自学自習をすることで個人差にも対応した効果的な教育効果を挙げることができる。

### ●自律学習の促進につながる

- ・オンデマンド教材の充実や LMS（learning management system：学習の進捗管理等を行ってくれるソフトウェア）の活用により、自律学習が促進される。

### ●教師の授業準備等の負担の軽減になる

- ・オンライン環境整備により教室内に限らず授業が可能になり、授業報告もオンラインになるため、移動時間や資料印刷等の授業準備及び授業報告等の負担の軽減につながる。
- ・デジタル教材を活用することにより教材や教具の作成・準備などの負担が軽減する。

## オンライン教育の主な課題

### ●オンライン教育全般に関する課題

- ・オンライン教育に適した適切かつ効果的な日本語教育の教育設計の考え方
  - ・端末や通信インフラなどの学習環境について
  - ・オンライン教育に活用できる教材（テキスト、動画、eラーニング等）の整備
  - ・学習者の能力評価及び適切な実施について
- 等

### ●メディア授業（オンライン同時双方向型）に関わる課題

## 資料 3

- ・ 初学者に対する初期指導やシステム説明における媒介語の使用等指導法の在り方
  - ・ 学習者側の ICT リテラシーや環境について
  - ・ 学習者間の関係性構築の工夫について
  - ・ 言語活動別の日本語能力の向上のための指導の工夫について 等
- **メディア授業（オンデマンド型）に関わる課題**
- ・ 自律学習の習慣づけの効果的な方法について
  - ・ 反転授業以外のオンデマンド教材の活用について 等
- **日本語教育機関におけるオンライン教育に関わる課題**
- ・ 留学・生活・就労の認定日本語教育機関においてオンライン教育を行う際の教育の質の確保について
  - ・ 出席・クラス定員などの在籍管理について
  - ・ 在留資格「留学」取得要件の一つとなっている渡日前 150 時間の日本語履修を日本語教育機関がオンライン教育で行う場合の教育の質の確保について 等
- **日本語教員養成・研修に関わる課題**
- ・ オンライン教育の特性を踏まえた教師養成や研修の内容及びその普及について
  - ・ 日本語教師の養成や研修を担う養成研修担当機関及び講師に対するオンライン教育の普及について

<参考資料(5)海外日本語教育機関調査(2021年度国際交流基金)>

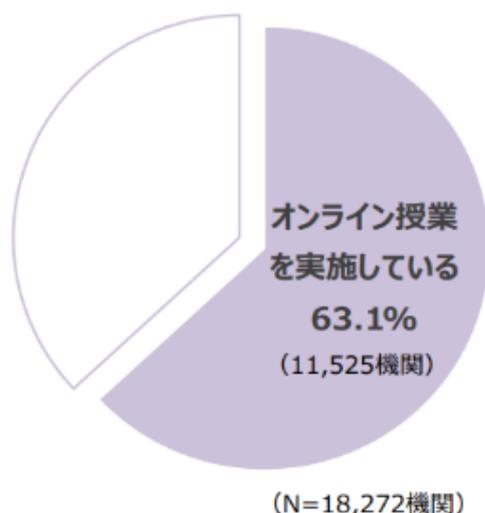
## 1. 概要 (3) 調査結果のポイント

### 2. オンライン授業(※)の実施状況

(※) 対面授業との混合型も含む。

- ▶ 全世界では、11,525機関(全機関の63.1%)がオンライン授業を実施。
- ▶ オンライン授業実施率が9割を超えた中米地域では195人の増加(前回調査比1.1%)とほぼ横ばいを保ち、中東地域では、1,082人(同21.9%)学習者が増加。

全世界オンライン授業実施率



地域別オンライン授業実施機関数、実施率

地域	オンライン授業 実施機関数	オンライン授業 実施率
東アジア	4,060機関	58.5%
東南アジア	4,223機関	84.4%
南アジア	589機関	75.9%
大洋州	418機関	21.5%
北米	624機関	45.5%
中米	169機関	93.9%
南米	339機関	86.0%
西欧	644機関	60.7%
東欧	335機関	79.2%
中東	74機関	90.2%
北アフリカ	20機関	60.6%
アフリカ	30機関	44.1%

7

国際交流基金が2021年度に実施した海外日本語教育機関調査では、初めてオンライン授業の実施状況を調査したところ、全機関の63.1%(11,525機関)が実施していることが明らかになった。オンライン授業の実施率が最も高い地域は中米(93.9%)で、次いで中東(90.2%)、南米(86.0%)、東南アジア(84.4%)と続く。オンライン授業実施率が9割を超えた地域の学習者数をみると、中米では195人(前回調査比1.1%)、中東地域では1,082人(同21.9%)増加しており、オンライン授業がコロナ禍における日本語教育の普及に貢献していることが読み取れる。

## 【地域における日本語教育の在り方について(報告)より】

- オンラインによる日本語教育プログラムは、日本語教育環境の整備の観点から有効である。  
遠隔地域の学習者をつなぎ、日本語を学びながら外国人住民間のネットワークや情報交換の場としても有効に機能することから、オンラインの活用等も含めた環境整備を進めることが望ましい。その際、学習者にオンライン教育を受けられる学習環境があるとは限らないため、学習環境への配慮が必要となる。
- 一方で、日本語教室は、日本語に通じない外国人にとって日本語の勉強だけでなく、日本社会へつながる居場所としての役割も持っている。生活上の心配事の相談や地域住民との日本語を介した触れ合いを通じて、少しずつ地域社会に馴染み、社会参加に向かえるよう、日本社会側との調整を行う場でもある。オンラインによる日本語教育プログラムにおいても、その意義が失われることがないよう、運営に配慮が必要である。
- 地域の日本語教室の開催場所についても、外国人が通いやすく、地域住民も参加しやすいよう、市役所や国際交流協会、公民館や図書館、夜間中学などの学校 や大学・日本語教育機関、域内の企業・事業者と連携・協力し、多様な場を設定することが望ましい。また、教室に通うことができない学習者に対してはオンラインによる日本語教育機会の提供も検討することが必要である。
- 日本語教室での対面による学びのほか、遠隔地域から日本語教室に参加する際にはオンラインによる日本語学習機会の提供も効果的である。対面による学習に比べて教材や教具に工夫が必要となり、またクラスの規模についても一定の配慮が求められるが、中山間地域や寒冷積雪地における継続的な学習機会の確保にはオンラインによる教育は有効である。
- 教育内容及び教育方法、そして、この後示す学習時間については、多様な選択肢があることから地域日本語教育コーディネーターと十分に検討する必要がある。必ずしもその全てを対面授業による学習として想定するものではない。働きながら日本語を学ぶ場合には、授業(対面、遠隔など様々な形式がある)による学習と並行して、インターネット上の学習コンテンツなどオンデマンドを活用した自学自習を組み合わせた柔軟な学習を想定することもある。
- オンデマンドで日本語を学ぶ場合、日本語教師による定期的な学習状況の確認を行うことにより自学自習の効果を高めることができる。日本語教師は単に教室で対面の指導を行うだけでなく、学習を側面から効果的に支える役割を果たすことも求められる。
- 日本語教育モデルの実施上の課題や、学校や企業などとの連携体制の在り方、日本語教育人材の配置、日本語教育の予算やオンラインを含む学習方法の効果などの課題についても、実績を踏まえた検証を行った上で、今後も改善に向けて更なる検討を行っていくことが必要である。

**【委員・ヒアリング団体の主な意見】**

- 社会情勢を鑑み、オンラインによる日本語教室も実施した。新型コロナウイルス感染症拡大時にはオンライン授業を展開したため、機材などハード面での障害もなく、スムーズに移行できた。教育インフラを使用することで学習者が学びの機会を失わずにいられることも、日本語学校が地域の日本語教室に携わる利点の一つと言える【山梨県】
- オンライン授業は対面授業の代替ではない。オンラインならではの利点があるのも分かってきた。昨年度オンライン授業をした際には、これだけではもったいないと、様々なアプリケーションを加えながら、欠席した時にも自律学習が促せるようにした。オンライン教室に通う仲間の様子や、学習に参加した地域住民の方の様子も分かり、アプリケーション上でアドバイスを受けたり自分の体験を表現したり、お互いにコメントを出し合ったりできるもので、教室がないときも相互の交流ができる仲間がいるという気持ちを持っていたらけるような工夫をしている。【インターカルト日本語学校】
- 拠点施設のセンターでメインの対面型のクラスを基本に実施。市域が広いため、地域の協働センター（公民館）を活用し、出来るだけ多くの場所で日本語を学べるように選択肢を広げている。コロナ感染拡大防止の関係もあり、オンラインクラスも設置。拠点施設での対面教室とは別に、時間的・地理的に学べる場を増やす意味で、オンラインの教室を実施している。【浜松市】
- 実証事業ではオンラインの形態、レベル、手法、様々なもののバリエーションが本当に多岐にわたって改めて日本語教育機関の持っているポテンシャルの高さを実感した。日本語教育機関が地域の生活者のために活躍できる可能性が十分ある。
- 対面で授業をしている場合と比べてどうなのかということも非常に重要。どういった点についてオンライン学習がより優れているのか、対面と同程度なのか検証があるとよい。
- オンライン実証事業で学習者の脱落がどれくらいあったのか分析が必要。
- オンライン授業問題になるのが著作権の問題。教材をどのように利用するのか、イラストの問題などある。著作権の基礎的な研修は行われているが、日本語教師の研修・講習会の充実が必要。
- オンライン事業の課題として、動画をいかに効率的に作っていくかがある。オンラインのメリットを生かすには、学習者が自分で勉強するための動画をカリキュラムに沿って作り提供する必要がある。動画コンテンツがどの程度共有されていくのか、権利上の問題もあるかと思うが、今後検討が必要。
- LMS、ラーニングシステムの多言語化がどれくらいできるか。初学者に対する初期指導、システム説明のため媒介語が有効だが、良いラーニングシステムを使えば、そこで多言語化でき、対面よりも有利である。ラーニングシステムの開発・普及の促進が必要ではないか。

## 資料 3

- 日本語教育機関が構築した ICT の学習コンテンツや教材を海外の学習者が利用する場合の費用や権利の問題はかなり整理が必要な問題なのではないか。
- 海外からオンラインで日本の日本語学校の授業を受けられるようになれば、海外と国内の日本語教育が密接不可分な関係にあり、教育の接続という点が今後益々重要になる。
- 日本語のニーズや、量、質に添えていくためフルオンラインが認められるべき。対面とオンラインのハイブリッドは、効率がよくなく、問題の解決にならない。遠隔地の場合、フルオンラインかゼロ(学習できない)かになってくるのではないか。
- 就労・生活のところでは、対面に相当する効果がある同時双方向の遠隔授業では、総時間数の4分の3まで実施可となった。ある程度、同時双方向の遠隔授業を盛り込む授業設計ができるようにしておいてもよいのではないか。双方向オンライン授業も一つの教育の形態であるならば、今後、留学にも盛り込んでもよいのではないか。
- 実習授業の方法として、オンラインで対応可能な範囲において、多様なメディアを高度に利用して行うオンライン授業については、同時かつ双方向に行われるもの、毎回の授業の実施に当たって、当該授業を行う教員が当該授業の終了後に適切な方法で設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せて行うこと、生徒の意見交換の機会を確保するなど、対面授業に相当する教育効果を有すると認められた授業を実施できることを前提に検討する必要がある。
- オンラインで日本語を指導することも想定し、教壇実習においても対面授業とオンライン授業の両方ができることも重要であり、今後オンラインでの実習について、その具体的な在り方も含め検討することが必要。
- 例えば海外の教育機関と連携しオンラインを活用した国際協働学習を行う COIL (Collaborative Online International Learning) や、来日前教育、入学前教育というような形で、課程の一部にオンラインによる遠隔教育を入れることも需要としてあり、課程に含めようという形で考えている機関も多い。入学前教育はモビリティーにつながることでもあると思うので、教育課程に入れるようにすべき。
- 日本語教育の質の担保ということにおいては、オンデマンドのビデオ教材をただ見せるという授業パターンは日本語教育の授業として排除しなければいけないのではないか。逆に同時双方向型のライブ型という形で規定されているのであれば、フルオンラインでいいのではないか。

## 【前回小委員会における主な御意見】

- 日本語教育機関や日本語教師の ICT 利活用の状況や ICT を活用した授業の実施率とは別に、学習者の日本語能力の効果検証が重要。成果があると思っても、音声の学習面では課題が見られるといった場合もある。学習成果が実際に上がっているのか日本語能力の伸長を含めた具体的な検証が必要。
- 国際交流基金の海外事務所での一般成人対象の日本語講座では、学習達成度が対面と比べて問題はなく、学習機会提供などメリットが大きいとの意見が多い。他方、予備教育的な集中日本語クラスの成績を見ると、対面と同等レベルには達しにくいというデータもある。
- オンラインの活用が効果的な場合とそうでない場合があり、コース目的や課程の種類によって異なるため、様々な課程ごとの検証が必要。
- ICT を活用した教育方法には、同時双方向性のものと非同時双方向性のものなど、分けて課題の整理をすべき。
- 対面授業に加えて LMS を活用することにより、教師・学習者間のコミュニケーションが生まれたり、自律学習の促進につながるなどといった影響も分析できると良いのではないか。
- ICT の活用には、日本語教育そのものだけではなく、学習を支援する学習相談やカウンセリングといった学習者のモチベーション向上や学びのコミュニティー形成の側面においても有効であり、学習者の情意面に作用する効果的な支援の在り方を考えていくことも重要。
- 生活・就労の分野ではオンラインによる学習機会の提供が喫緊に求められていることから、検証はある程度スピード感をもって行い、効果的な活用方法を示せるようにすべき。
- 生活者を対象とした日本語教育では学習機会の提供の観点から、フルオンラインの教育課程の実現可能性は今後大いに期待できる。
- オンラインか対面か、学習を希望する人たちが選択可能な状況を提供することが重要である。難民等の初期指導ではオンライン学習になじまない人たちもいるため、対面とオンラインのいずれかではなく、選択できる環境を広げていくことが必要。
- オンライン教育を通じて、改めて対面教育の効果やメリットに気づかされることもあった。教育という面で対面とオンライン（ICT 活用）の功罪を実証的に明らかにした上で、効果的な活用方法を示すことが重要。

## 資料 3

○ICT の活用を推進していくことが望ましいが、一方で認定制度の基準においては、学習形態としてオンライン（ライブ型）なのかオンデマンド型なのかといった要件を明確に設定していく必要がある。

○ICT を活用した日本語教育のコンテンツの開発は、個別の教育機関ごとに行うことは困難であり、動画等の開発コンテンツの共有などの仕組みの検討も必要。

○ICT を有機的に教育に活用するには、eラーニングシステムやLMSなどの開発が必須だが、この分野は遅れており、精力的に推進する必要がある。

○学習者の社会参加を促すスキAFFォールディングのツールとして、タブレットや翻訳ツール、AIなどを活用したコミュニケーションの有り様についても検討が必要になってくるのではないか。また、日本語学習という観点からは、どの段階でどのようにツールを使わないようにしていくかといった指導に関することも今後検討が必要になる。

### <日本語教育機関認定法関連基準等(案)>

#### 【登録日本語教員養成機関養成業務規定策定基準(案)】

##### Ⅰ 養成課程の実施の方法に関する事項(法第63条第2項関係)

養成課程の授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合、当該授業の方法が、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、登録日本語教員養成機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- イ) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の場所において履修させるもの
- ロ) 毎回の授業の実施に当たって、教授補助者が教室等以外の場所において受講者に対面することにより、又は当該授業を行う教授者若しくは教授補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な教授を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する受講者の意見の交換の機会が確保されているもの

#### 【登録実践研修機関研修事務規定策定基準(案)】

##### Ⅰ 実践研修の実施の方法に関する事項(法第49条第2項関係)

④ 実践研修の授業を、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合、当該授業の方法が、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、登録実践研修機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。ただし、教壇実習に関する科目及び模擬授業に関する科目のうち、授業の補助又はその予行演習を行う部分については、対面でなければならない。

- イ) 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の場所において履修させるもの
- ロ) 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において受講生に対面することにより、又は当該授業を行う指導者若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する受講者の意見の交換の機会が確保されているもの

#### 【登録実践研修機関の登録、研修事務規定の認可等、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規定の届出等に当たり確認すべき事項(案)】

##### Ⅰ 登録実践研修機関の登録及び研修事務規程の認可等に関する事項

###### (1) 実践研修の実施方法に関する事項

- ③ 研修事務規程策定基準Ⅰの③に規定するオンライン授業のうち、オンデマンドのものについては、① LMS (Learning (Management (System) やメール等により、各回の授業を受講するたびに、受講者が教員やその補助者に対し、質問し、すみやかに回答を得られる体制であること、② LMS の交流機能や対面やオンラインによる受講生同士の交流の場の確保により、受講生同士が議論を行える機会が科目ごとに確保されていることについて確認することとする。

## 2 登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規定の届出等に関する事項

## (1) 養成課程の実施方法に関する事項

- ④ 養成業務規定策定基準1の⑤に規定するオンライン授業のうち、オンデマンドのものについては、① LMS (Learning Management System) やメール等により、各回の授業を受講するたびに、受講者が教員やその補助者に対し、質問し、すみやかに回答を得られる体制であること、② LMS の交流機能や対面やオンラインによる受講生同士の交流の場の確保により、受講生同士が議論を行える機会が科目ごとに確保されていることについて確認することとする。

## 【認定日本語教育機関の認定基準(案)】

(授業の方法)

## 第25条

- 1 認定日本語教育機関の授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 就労のための課程又は生活のための課程を置く認定日本語教育機関は、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該日本語教育課程に係る前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法による授業科目の履修は、当該日本語教育課程の修了に必要な総授業時数の四分の三を超えてはならない。

※感染症の拡大や災害時等において、対面による授業が困難な場合、臨時的な措置として、対面に相当する効果を有する遠隔授業を実施することは問題ない。

※対面授業にゲストスピーカー等がオンラインで参画することは妨げない。

※機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。(通知等で明示化)

※上記の講座は、海外に所在する外国人に対するものであり、オンラインでの実施が想定される。

## 【認定日本語教育機関認定基準(告示) 認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件】

(授業の方法)

## 第4条

- 1 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもの
- 2 同時かつ双方向に行われるもの
- 3 認定日本語教育機関において、対面授業に相当する教育効果を有すると認められたもの